ゼロエミッション車等の普及に関する自治体条例・規則

参考資料４

（検索方法）

・ 各都道府県の例規集より検索

（検索結果） ★：自動車販売事業者等の責務、●：自動車使用者等の責務、■：駐車場管理者等の責務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | **条例** | **施行規則** |
| 北海道 | **★**  **★** | **北海道地球温暖化防止対策条例**  （温室効果ガスの排出の量が少ない自動車の使用等）  第21条　過去に道路運送車両法第58条第１項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車（以下「新車」という。）の販売を行う事業者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項（次項において「地球温暖化防止性能情報」という。）を、当該事項を記載した書面の交付その他適切な方法により説明しなければならない。  （報告又は資料の提出）  第40条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第１項又は第３項の規定により事業者温室効果ガス削減等計画書を提出した事業者、特定駐車場を設置し、又は管理する者、自動車販売事業者、特定機械器具販売事業者、第25条第１項又は第３項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者及び第29条第１項又は第２項の規定により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。 | **北海道地球温暖化防止対策条例施行規則**  （地球温暖化防止性能情報）  第11条　条例第21条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。   1. エネルギー消費効率（省エネルギー法第147条第１号イに規定するエネルギー消費効率をいう。） 2. エアコンディショナーの冷媒の種類及びその使用量 3. リサイクルに関する情報 4. その他知事が別に定めるもの |
| 栃木県 | **●**  **★** | **栃木県生活環境の保全等に関する条例**  (低公害車の購入等)  第57条　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。  2　自動車の販売を業とする者は、自動車を購入しようとする者に対し、自動車排出ガスの量その他低公害車の選択に資するための情報を適切な方法により提供するよう努めなければならない。 |  |
| 群馬県 | **★**  **★** | **群馬県地球温暖化防止条例**  （新車販売事業者の購入者に対する説明等）  第20条　過去に道路運送車両法第五十八条第一項の規定による有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車（以下「新車」という。）を販売する事業者（以下「新車販売事業者」という。）は、規則で定めるところにより、陳列して販売する新車の本体又はその近傍の見やすい箇所に、当該新車に関する温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項（以下「自動車環境性能」という。）を書面の掲示その他の適切な方法により表示しなければならない。  ２　新車販売事業者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に関する自動車環境性能について説明しなければならない。 | **群馬県地球温暖化防止条例施行規則**  （自動車環境性能の表示方法）  第11条　条例第20条第1項の規定により行う表示は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。   1. 書面の掲示 2. 掲示板による表示 3. その他知事が適当と認める方法   （自動車環境性能）  第12条　条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。   1. 温室効果ガスの排出の量 2. 燃料消費率 3. その他知事が必要と認める事項 |
| 埼玉県 | **★**  **★**  **★**  **★** | **埼玉県地球温暖化対策推進条例**  （自動車販売業者の購入者への説明等）  第二十五条　自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（同法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）の販売業者は、その販売する新車（過去に同法第五十八条第一項の有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この条において同じ。）の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスに含まれる二酸化炭素の量その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をその事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対しその書面（電磁的記録を備え置く場合にあっては、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面）を交付し、当該書面の記載事項について説明しなければならない。  ２　知事は、自動車の販売業者で新車を販売するものに対し、低燃費車（自動車排出温室効果ガス（自動車の運行に伴い発生し、大気中に排出される温室効果ガスをいう。以下この章において同じ。）を排出せず、又は自動車排出温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車として知事が定めるものをいう。以下この章において同じ。）の販売の状況について報告を求めることができる。  **埼玉県生活環境保全条例**  （自動車販売業者の購入者への説明等）  第四十五条　自動車の販売業者は、粒子状物質対策自動車の運行に係る義務、低公害車の使用に係る義務その他この章に規定する義務の遵守に関し必要な事項及びその販売する新車（過去に法第五十八条の有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この条において同じ。）の自動車排出粒子状物質等の量、騒音の大きさその他規則で定める事項を記載した書面等をその事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対しその書面を交付し、当該事項について説明しなければならない。  ２　知事は、自動車の販売業者で新車を販売するものに対し、低公害車の販売の状況について報告を求めることができる。 | **埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則**  （自動車販売業者の説明事項）  第十三条　条例第二十五条第一項の規則で定める事項は、エコドライブに関する事項とする。  **埼玉県生活環境保全条例施行規則**  （自動車販売業者の説明義務事項）  第二十三条　条例第四十五条第一項の騒音の大きさは、加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音の大きさとする。  ２　条例第四十五条第一項の規則で定める事項は、燃料の種別、燃料消費率及び当該新車の運行に伴って発生し、大気中に排出される次に掲げる物質の量とする。   1. 一酸化炭素 2. 炭化水素 3. 非メタン炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車に限る。） 4. 黒煙（軽油を燃料とする自動車に限る。） 5. ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。）   ３　条例第四十五条第一項の自動車排出粒子状物質等の量及び前項各号に掲げる物質の量は次の各号のいずれかの値とし、同条第一項の騒音の大きさ及び前項の燃料消費率は第一号の値とする。   1. 法第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項の規定による自動車若しくは特定装置の指定又は新規検査等を受けるために申請し、又は届け出た値 2. 低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定を受けるために申請した値 3. 前二号に掲げるもののほか、知事が適当と認める値 |
| 千葉県 | **★**  **★**  **★** | **千葉県環境保全条例**  （自動車販売業者の義務等）  第五十六条の四　過去に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の規定による登録を受けていない自動車（以下この項において「新車」という。）を販売することを業としている者（次項において「自動車販売業者」という。）は、前三条の規定による低公害車又は低燃費車の導入その他この節に規定する義務に対して協力するとともに、その販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさその他規則で定める事項を記載した書面等を当該事業所に備え置くとともに、当該新車を購入しようとする者に対し、当該書面等を交付し、当該事項について説明しなければならない。  ２　知事は、自動車販売業者に対し、低公害車及び低燃費車の販売実績について報告を求めることができる。  ３　知事は、第一項に規定する者に対し、同項の規定を遵守して同項に規定する業務を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 | **千葉県環境保全条例施行規則**  （自動車環境情報の事項）  第三十一条　条例第五十六条の四第一項に規定する規則で定める事項は、燃料の種別、燃料の消費率及び二酸化炭素の排出量とする。  ２　条例第五十六条の四第一項の規定による自動車排出ガスの量は、次の各号に掲げる物質の量とする。   1. 一酸化炭素 2. 炭化水素 3. 非メタン炭化水素（天然ガスを燃料とする自動車に限る。） 4. 窒素酸化物 5. 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。） 6. ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車に限る。） 7. 黒煙（軽油を燃料とする自動車に限る。）   ３　条例第五十六条の四第一項の規定による排出ガスの量、騒音の大きさ、第三十一条第一項に規定する燃料の消費率及び二酸化炭素の排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。   1. 自動車（天然ガスを燃料とする自動車を除く。）の排出ガスの量　次のいずれかに定める値    1. 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十一条各項に定める値    2. 低排出ガス車認定実施要領に定める値 2. 天然ガスを燃料とする自動車の排出ガスの量　天然ガス自動車に関する技術基準を勘案して知事が別に定める値 3. 騒音の大きさ　道路運送車両の保安基準第三十条第二項に定める加速走行騒音の値 4. 燃料消費率　法第七十五条の規定による指定その他の新車時の検査を受けるために申請した値又は届け出た値 5. 二酸化炭素の排出量　知事が定める燃料消費率から求める方法により算出した値 |
| 東京都 | **★** | **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**  (自動車販売者による環境情報の説明義務)  第四十七条　自動車販売者は、特定自動車の運行に係る義務、低公害・低燃費車の使用に係る義務その他この章に規定する義務の遵守に関し必要な事項及びその販売する新車の排出ガスの量、騒音の大きさ、燃費性能その他規則で定める事項(以下「環境情報」という。)を記載した書面等を、その販売事務所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対してその書面を交付し、当該新車の環境情報について説明を行わなければならない。 | **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則**  (環境情報の事項)  第十八条　条例第四十七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。   1. 燃料の種別 2. 二酸化炭素の排出量 3. 自動車用エアコンディショナーに冷媒として使用されている物質の種類、量及び地球温暖化係数   2　条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する排出ガスの量は、次に掲げる物質の量とする。   1. 一酸化炭素 2. 非メタン炭化水素 3. 窒素酸化物 4. 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車及びガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車に限る。) 5. ホルムアルデヒド(メタノールを燃料とする自動車に限る。)   3　条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する騒音の大きさは、加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音の大きさとする。  4　条例第四十七条の規定により書面等に記載し、及び新車の購入者に説明する燃費性能並びに第二項に規定する排出ガスの量及び前項に規定する騒音の大きさの値にあっては次のいずれかの値と、第一項に規定する二酸化炭素の排出量にあっては告示で定める燃費性能から求める方法により算定した値とする。   1. 道路運送車両法第七十五条の規定による型式の指定その他の新車時の検査を受けるために申請し、又は届け出た値 2. 低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三号)第五条の規定による認定を受けるために申請した値 |
| 神奈川県 | **★**  **●**  **■**  **★**  **★**  **★** | **神奈川県地球温暖化対策推進条例**  （温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の使用の推進等）  第45条　自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸し渡しを行うよう努めなければならない。  ２　自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。  ３　県及び自動車駐車場を設置し、又は管理する者その他の規則で定める者は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の普及及び当該自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。  **神奈川県生活環境の保全等に関する条例**  （自動車を販売する者の責務）  第88条　自動車の販売を業とする者は、低公害車の普及に努めなければならない。  ２　自動車の販売を業とする者は、自動車を販売する事業所に、販売する自動車で規則で定めるものに係る排出ガスの情報その他の規則で定める環境に係る項目の情報を記載した書面（次項において「環境仕様書」という。）を備え置かなければならない。  ３　自動車の販売を業とする者は、前項の規則で定める自動車を購入しようとする者に、当該自動車に係る前項の情報について、環境仕様書を交付して説明しなければならない。 | **神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則**  （自動車駐車場を設置し、又は管理する者等）  第26条　条例第45条第３項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。   1. 道路法（昭和27年法律第180号）第２条第２項第６号に規定する自動車駐車場を設置し、又は管理する者 2. 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者のために設置される駐車施設を設置し、又は管理する者 3. 前２号に掲げるもののほか、一般公共の用に供される駐車施設を設置し、又は管理する者 4. 自動車又は原動機付自転車を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者 5. 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第３条第１号に規定する給油取扱所を設置し、又は管理する者 6. その通行又は利用について料金が徴収される道路を管理する者   **神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則**  （環境仕様書の備置きを要する自動車）  第79条　条例第88条第２項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち中古自動車（自動車業における表示に関する公正競争規約（昭和52年公正取引委員会告示第６号）第２条第３項本文に規定する自動車をいう。）を除くものとする。 |
| 石川県 | **●**  **●** | **ふるさと石川の環境を守り育てる条例**  (自動車等の使用抑制等)  第二百四十五条　何人も、日常生活、事業活動その他の活動において、自動車等の効率的な利用、公共交通機関又は自転車への利用転換等により、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。  2　自動車等を使用する者は、電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)その他の温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等の使用に努めるとともに、当該自動車等の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。 |  |
| 山梨県 | **★** | **山梨県生活環境の保全に関する条例**  (自動車の環境情報の周知)  第五十五条　自動車の販売を業とする者は、販売する自動車であつて規則で定めるものの使用に伴い発生する窒素酸化物その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報(以下この条において「環境情報」という。)が記載された書面を当該自動車を購入しようとする者に交付し、当該自動車に係る環境情報の説明を行うように努めなければならない。 | **山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則**  (環境情報の周知に関する自動車の要件等)  第三十五条　条例第五十五条の規則で定める自動車は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。)であつて、過去に同法第五十八条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けていないものとする。  2　条例第五十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は、次に掲げる項目とする。   1. 窒素酸化物 2. 一酸化炭素 3. 炭化水素 4. 粒子状物質(軽油を燃料とする自動車に限る。) 5. ホルムアルデヒド(メタノールを燃料とする自動車に限る。) 6. 加速走行騒音(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十六条第一項に規定する自動車騒音の大きさの許容限度に係る加速走行騒音をいう。) |
| 長野県 | **★** | **長野県地球温暖化対策条例**  （温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用等）  第17条　過去に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第１項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車の販売を業とする者は、当該自動車を購入しようとする者に対し、当該自動車に係る温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項（以下この条において「環境情報」という。）について、当該事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により説明を行わなければならない。 | **長野県地球温暖化対策条例施行規則**  （環境情報）  第８条　条例第17条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  (１)　温室効果ガスの排出の量  (２)　燃料消費率 |
| 静岡県 | **★**  **●**  **★** | **静岡県地球温暖化防止条例**  (新車に係る温室効果ガスの排出の量等の説明)  第22条　過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)の販売を行う事業者(以下「自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項について説明しなければならない。  (報告等の要求)  第29条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項若しくは第2項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出をした事業者、第16条第1項若しくは第2項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出をした事業者又は第24条第1項若しくは第2項の規定による建築物環境配慮計画書の提出をした建築主に対し、これらの計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。  2　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定機械器具販売事業者又は自動車販売事業者に対し、第21条第1項の規定により行った表示若しくは同条第2項の規定により行った説明又は第22条の規定により行った説明に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。 | **静岡県地球温暖化防止条例施行規則**  (新車に係る説明事項)  第14条　条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。  (1)　温室効果ガスの排出の量  (2)　燃料の種別及び燃料消費率 |
| 愛知県 | **●**  **●**  **●**  **●**  **★**  **★**  **●** | **県民の生活環境の保全等に関する条例**  （低公害車の購入等）  第七十九条　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスが発生しないか若しくはその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるもの（以下「低公害車」という。）又は排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。  （低公害車の導入義務等）  第八十条　事業の用に供する自動車（規則で定めるものを除く。）の台数が規則で定める台数以上である事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合（以下「低公害車導入割合」という。）を規則で定める割合以上としなければならない。  ２　特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。  ３　知事は、前項の規定による届出があったときは、低公害車導入割合その他規則で定める事項を公表するものとする。  （自動車販売業者による環境情報の説明義務等）  第八十一条　過去に道路運送車両法第五十八条第一項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車で規則で定めるもの（以下この条において「新車」という。）を販売することを業とする者（以下「自動車販売業者」という。）は、その販売する新車の排出ガスの量その他の規則で定める事項（以下この条において「環境情報」という。）を記載した書面等を当該事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車の環境情報を記載した書面を交付し、及びその説明を行わなければならない。  （報告及び検査）  第百四条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭若しくはダイオキシン類（以下この項において「ばい煙等」という。）を発生させ、若しくは排出している者、特定有害物質等を取り扱う者（特定有害物質等取扱事業者を含む。）、土壌若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地の所有者等、土地の形質の変更をする者、地下水を採取している者、特定化学物質等取扱事業者、特定建築主、特定自動車使用事業者若しくは自動車販売業者から必要な報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、若しくは排出している工場等その他の場所、特定有害物質等取扱事業所、土壌若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地、土地の形質の変更をする土地、地下水を採取している工場等その他の場所、特定化学物質等取扱事業所、特定建築物若しくはその敷地若しくは建築工事場若しくは自動車の所在すると認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件若しくはばい煙等の発生若しくは排出、土壌若しくは地下水の汚染若しくは地下水の採取の状況を検査させることができる。 | **県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則**  （条例第八十条第一項の規則で定める自動車等）  第八十六条　条例第八十条第一項の規則で定める自動車は、道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車、同法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車、同条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）並びに被けん引自動車とする。  ２　条例第八十条第一項の規則で定める台数は、二百台とする。この台数を算定する場合においては、当該事業の用に供する自動車一台当たりの台数は、別表第二十九自動車の種別の欄に掲げる区分ごとに、同表換算後の台数の欄に掲げる台数に換算するものとする。  ３　条例第八十条第一項の低公害車導入割合は、別表第三十に定める算式により算出した割合とする。  ４　条例第八十条第一項の規則で定める割合は、別表第三十一に定める算式により算出した割合とする。  （低公害車導入割合等の届出）  第八十七条　条例第八十条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  二　県内における主たる事業場の名称及び所在地  三　事業の用に供する自動車の種別ごとの台数  四　低公害車の種別ごとの台数  ２　条例第八十条第二項の規定による届出は、毎年度六月三十日までに、低公害車導入状況報告書（様式第五十）によってしなければならない。  （条例第八十条第三項の規則で定める事項）  第八十八条　条例第八十条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。  一　事業の用に供する自動車の種別ごとの台数  二　低公害車の種別ごとの台数  （環境情報の説明等を要する新車）  第八十九条　条例第八十一条の規則で定める自動車は、道路運送車両法第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び被けん引自動車を除いたものとする。  （条例第八十一条の規則で定める事項）  第九十条　条例第八十一条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。   1. 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量    1. 一酸化炭素    2. 炭化水素    3. 窒素酸化物    4. 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）    5. 二酸化炭素（専ら乗用の用又は人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車（乗車定員が十人以下のものに限る。）、貨物の運送の用に供する小型自動車並びに軽自動車である場合に限る。）    6. 黒煙（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。） 2. 前号に掲げるもののほか、自動車の運行に伴い発生する次に掲げる物質の量    1. 非メタン炭化水素の排出量（天然ガスを燃料とする自動車である場合に限る。）    2. ホルムアルデヒドの排出量（メタノールを燃料とする自動車である場合に限る。） 3. 燃料の種別 4. 燃料消費率（専ら乗用の用又は人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車（乗車定員が十人以下のものに限る。）、貨物の運送の用に供する小型自動車並びに軽自動車である場合に限る。） 5. 加速走行騒音（自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年環境庁告示第五十三号）における加速走行騒音をいう。） 6. エアコンの冷媒の種類及びその使用量 |
| 三重県 | **★**  **★** | **三重県生活環境の保全に関する条例**  （自動車等販売者の義務）  第十四条　自動車等の販売を業とする者（以下この条において「自動車等販売者」という。）は、自動車等を販売する事業所に、販売する自動車等の排出ガスその他の規則で定める環境に係る項目の情報（以下この条において「環境情報」という。）を記載した書面等（以下この条において「環境仕様書」という。）を備え置かなければならない。  ２　自動車等販売者は、自動車等を購入しようとする者に、当該自動車等に係る環境仕様書を提示し、環境情報の説明を行わなければならない。 | **三重県生活環境の保全に関する条例施行規則**  （環境に係る項目）  第十四条　条例第十四条第一項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に掲げるものとする。   1. 排出ガス 2. 燃料の種別及び消費率 3. その他自動車等に係る大気環境への負荷に関する項目 |
| 京都府 | **★**  **★**  **■** | **京都府地球温暖化対策条例**  (自動車販売事業者による自動車環境情報の周知等)  第38条　自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)は、道路運送車両法第４条の規定による登録を受けていない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報(自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項をいう。以下同じ。)について説明しなければならない。  ２　規則で定める自動車販売事業者は、規則で定めるところにより、その販売員が新車に係る自動車環境情報について適切に説明することを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。  **京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例**  (駐車場における充電設備の整備等)  第9条　不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設置する事業者は、当該駐車場における充電設備の整備、電気自動車等を優先的に駐車するための区画の設置その他の電気自動車等の普及の促進に関する取組を推進するよう努めるものとする。 | **京都府地球温暖化対策条例施行規則**  (自動車環境情報)  第41条　条例第38条第１項の規則で定める自動車環境情報は、次に掲げるものとし、その内容は地球温暖化対策指針で定める。  (１)　燃料消費率  (２)　排出ガス  (３)　エアコンディショナーの冷媒の種類及びその使用量  (４)　リサイクルに関する情報  (５)　その他地球温暖化対策指針で定める自動車環境情報  (自動車環境情報の説明を推進する者を選任する自動車販売事業者)  第42条　条例第38条第２項の規則で定める自動車販売事業者は、前年度において新車を100台以上販売した者とする。  (自動車環境情報の説明を推進する者の選任等)  第43条　条例第38条第２項の規定による選任は、知事が指定する講習を修了した者のうちから行うものとする。  ２　条例第38条第２項の規定による届出は、選任の日から速やかに、エコカーマイスター選任届出書(別記第13号様式)に、届出に係る者が前項の講習を修了したことを証する書面の写しを添えて行うものとする。 |
| 和歌山県 | **★**  **●**  **●** | **和歌山県地球温暖化対策条例**  (温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車の使用等)  第17条　自動車の販売を業とする者は、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の規則で定める事項について説明するよう努めるものとする。  2　自動車を購入しようとする者は、温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車を購入するよう努めるものとする。  3　自動車を使用する者は、使用することができる自動車が複数あるときは、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない自動車を使用するよう努めるものとする。 | **和歌山県地球温暖化対策条例施行規則**  (新車に係る温室効果ガスの排出の量その他の事項)  第12条　条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。   1. 温室効果ガスの排出の量 2. 燃料消費率 3. エアコンディショナー(省エネ法施行規則第48条第1項第6号に規定するものをいう。)の冷媒の種類及びその使用量 4. リサイクルに関する情報 5. その他知事が別に定めるもの |
| 鳥取県 | **★** | **鳥取県地球温暖化対策条例**  (自動車販売時の説明)  第16条　自動車(過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていないものに限る。以下同じ。)の販売業を県内の店舗において営む者は、自動車を購入しようとする者に対し、当該自動車の温室効果ガスの排出量その他規則で定める事項を説明するものとする。 | **鳥取県地球温暖化対策条例施行規則**  (自動車販売時の説明)  第13条　条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種別及び省エネ法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。 |
| 岡山県 | **★** | **岡山県環境への負荷の低減に関する条例**  (自動車を販売する者の責務)  第九十一条　自動車の販売を業とする者は、自動車を販売する事業所ごとに、販売する新車(道路運送車両法第四条に規定する自動車又は同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち、過去に同法第五十八条第一項の規定による有効な自動車検査証の交付を受けていないものをいう。以下この条において同じ。)に係る自動車排出ガスその他の規則で定める環境に関する項目の情報(以下この条において「環境情報」という。)を記載した書面(以下この条において「環境仕様書」という。)を備え置くとともに、新車を購入しようとする者に、当該新車に係る環境仕様書を交付し、環境情報の説明を行わなければならない。 | **岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則**  (環境情報)  第五十三条　条例第九十一条の規則で定める環境に関する項目は、次に掲げる項目とする。  一　自動車排出ガス  二　燃料の種別及び消費率  三　前二号に掲げるもののほか、大気環境への負荷に関する項目 |
| 広島県 | **★** | **広島県生活環境の保全等に関する条例**  （自動車販売者の責務）  第七十五条　自動車（道路運送車両法第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の販売を業とする者は、事業所ごとに、その販売する新車（過去に道路運送車両法第五十八条の自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下同じ。）の窒素酸化物の量その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報（以下「環境情報」という。）を記載した書面等を備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対して、当該書面等を交付し、当該新車に関する環境情報について説明しなければならない。 | **広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則**  （環境への負荷に関する項目）  第五十八条　条例第七十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は次に掲げる項目とする。  一　窒素酸化物の量  二　一酸化炭素の量  三　炭化水素の量（天然ガス自動車については、非メタン炭化水素の量に代えることができる。）  四　粒子状物質の量（軽油を燃料とする自動車に限る。）  五　黒煙の量（軽油を燃料とする自動車に限る。）  六　加速走行騒音の大きさ  七　燃料の種類及び燃料消費率  八　その他の環境負荷に関する項目 |
| 徳島県 | **★**  **★** | **徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例**  (自動車環境情報の説明等)  第三十九条　自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)は、製造後運行の用に供されたことがない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報(自動車の燃費性能(自動車の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。)その他規則で定める事項をいう。以下同じ。)について説明しなければならない。  2　自動車販売事業者は、その販売する新車に係る自動車環境情報について、当該新車を購入しようとする者の見やすい箇所に見やすい方法で、表示しなければならない。 | **徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則**  (自動車環境情報)  第二十二条　条例第三十九条第一項の規則で定める事項は、自動車の排出ガス低減性能(自動車の一定の条件での使用に際し排出される物質の量を基礎として評価される性能をいう。)その他気候変動対策指針で定める事項とする。 |
| 香川県 | **★**  **★**  **★** | **香川県生活環境の保全に関する条例**  （自動車等の環境情報の提供等）  第105条　自動車等の販売を業とする者（店舗において販売する者に限る。以下「自動車販売事業者」という。）は、その販売する自動車等に係る排出ガスの量その他の規則で定める環境に係る事項（以下「環境情報」という。）を記録したものをその販売する事業場に備え置き、自動車等を購入しようとする者に、当該自動車等に係る環境情報について説明するよう努めなければならない。  ２　自動車販売事業者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前項の規定による説明を行うことを推進する者（以下「自動車環境情報説明推進員」という。）を選任し、知事に届け出なければならない。  ３　前項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 | **香川県生活環境の保全に関する条例**  （情報提供すべき環境に係る事項）  第72条　条例第105条第１項の規則で定める環境に係る事項は、次に掲げる事項とする。  (１)　排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量  ア　二酸化炭素  イ　一酸化炭素  ウ　炭化水素  エ　窒素酸化物  オ　粒子状物質（軽油を燃料とする自動車等に限る。）  (２)　燃料の種別及び燃料消費率  (３)　その他自動車等の排出ガスに関する項目  （自動車環境情報説明推進員の選任義務者）  第73条　条例第105条第２項及び第125条第12号の規則で定める者は、県内に所在する事業場において前年度に販売した道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）の台数の合計が100台以上である者とする。  （自動車環境情報説明推進員の選任等）  第74条　条例第105条第２項の規定による選任は、知事が適当と認める講習を修了した者のうちから行うものとし、同項の規定による届出は、選任の日から速やかに、自動車環境情報説明推進員選任（変更）届出書（第30号様式）に、届出に係る者が当該講習を修了したことを証する書類の写しを添えて行わなければならない。  ２　前項の規定は、条例第105条第３項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「選任の日から速やかに」とあるのは、「変更の日から30日以内に」と読み替えるものとする。 |
| 熊本県 | **●**  **●**  **★**  **★** | **熊本県地球温暖化の防止に関する条例**  (エコドライブ等)  第27条　自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を使用し、又は所有する者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、エコドライブ(自動車等を駐車する場合に当該自動車等の原動機を停止する等環境への負荷の低減に配慮した自動車等の適正な運転及び整備をいう。)に努めるものとする。  2　自動車等を購入しようとする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの購入に努めるものとする。  3　自動車等の販売又は貸渡し(道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定による許可を得て、有償で貸し渡すことをいう。)を業とする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものの提供に努めるものとする。  4　自動車の販売を業とする者は、販売する新車(過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この項において同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出量その他の規則で定める事項に関する情報(以下この項において「自動車環境情報」という。)を店舗の見やすい場所に適切に表示するとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報について説明するよう努めるものとする。 | **熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則**  (自動車環境情報)  第18条　条例第27条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。  [条例第27条第4項]  (1)　温室効果ガスの排出量  (2)　燃料消費率  (3)　前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 |
| 鹿児島県 | **●**  **★**  **●** | **鹿児島県地球温暖化対策推進条例**  (温室効果ガスの排出量がより少ない自動車の購入等)  第30条　自動車を購入しようとするものは，温室効果ガスを排出しない自動車又は温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車を購入するよう努めるものとする。  2　自動車の販売を業とする者は，製造後運行の用に供されたことがない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとするものに対し，その販売する新車に係る温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項について説明するよう努めるものとする。  3　自動車を使用する者は，温室効果ガスの排出の量をより少なくするため，自動車の適正な整備及び適切な運転に努めるものとする。 | **鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則**  (新車に係る説明)  第15条　条例第30条第2項の規則で定める事項は，省エネルギー法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。 |

（参考）京都市地球温暖化対策条例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | **条例** | **施行規則** |
| 京都市 | **●**  **●**  **●**  **★**  **★**  **★**  **★** | **京都市地球温暖化対策条例**  （温室効果ガスを排出しない新車等の導入）  第２３条 特定事業者は，その事業の用に供するため，過去に道路運送車両法第５８条第１項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない自動車で別に定めるもの（以下「新車」という。）の購入等をしようとするときは，別に定める期間に購入等をする新車のうち次に掲げる自動車に該当するものの台数の当該期間に購入等をする新車の合計台数に対する割合が別に定める割合以上となるようにしなければならない。  (1) 温室効果ガスを排出しない別に定める自動車  (2) 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない別に定める自動車  ２ 特定事業者は，新車の購入等をしたときは，別に定めるところにより，次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。  (1) 購入等をした新車の合計台数  (2) 購入等をした前項各号に掲げる自動車に該当する新車の台数  (3) その他市長が必要と認める事項  ３ 前条第３項の規定は，前項の報告について準用する。  (自動車販売事業者による温室効果ガスの排出の抑制)  第25条　本市の区域内において自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)は，新車を購入しようとする者に対し，その販売する新車に係る自動車環境情報(自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他の別に定める事項をいう。)を説明しなければならない。  2　自動車販売事業者は，温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の提供に努めなければならない。  3　自動車販売事業者は，毎年度，別に定めるところにより，温室効果ガスを排出しない新車又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない新車の販売の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。  4　第22条第3項の規定は，前項の報告について準用する。 | **京都市地球温暖化対策条例施行規則**  （温室効果ガスを排出しない新車等の購入等）  第８条 条例第２３条第１項に規定する別に定める自動車は，道路運送車両法第３条に規定する普通自動車，小型自動車及び軽自動車のうち，同法第７５条第１項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって，次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし，二輪の自動車及び被けん引自動車を除く。  (1) 人の運送の用に供する自動車で，乗車定員が１０人以下のもの  (2) 貨物の運送の用に供する自動車で，車両総重量が３.５トン以下のもの  ２ 条例第２３条第１項に規定する別に定める期間は，次の各号に掲げる事業者の区分に応じ，当該各号に掲げる期間とする。  (1) 特定年度において特定事業者に該当することとなった事業者 計画期間  (2) 特定年度以外の年度において特定事業者に該当することとなった事業者 計画期間のうち，特定事業者に該当することとなった年度前の年度を除いた期間  ３ 条例第２３条第１項に規定する別に定める割合は，５０パーセントとする。  ４ 条例第２３条第１項第１号に規定する別に定める自動車は，次に掲げるものとする。  (1) 電気を動力源とする自動車で，内燃機関を有しないもの  (2) 水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え，かつ，その電気により作動する原動機を有する自動車  ５ 条例第２３条第１項第２号に規定する別に定める自動車は，次に掲げるものとする。  (1) 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって，廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第２条第１６項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するものをいう。以下同じ。）のうち，動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの  (2) 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車  (3) 揮発油，液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車のうち，その燃料消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第１４７条第１号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。）が別に定める基準を満たすもの  ６ 条例第２３条第２項の規定による報告は，新車の購入等をした年度の翌年度の７月３１日までに，新車購入等報告書（第２号様式）により行うものとする。  （温室効果ガスを排出しない新車等の販売の実績に係る報告）  第１３条 条例第２５条第３項の規定による報告は，新車（第８条第４項各号及び同条第５項各号に掲げる自動車に限る。）の販売に係る各年度の翌年度の７月３１日までに，新車販売実績報告書（第３号様式）により行うものとする。 |